

広島県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
立戸ホーム薬局	大竹市立戸二丁目二一一二	平成二八年六月三〇日
さつき薬局 みやわき耳鼻咽喉科クリニック	大竹市新町一丁目一一二五 東広島市西条本町一二一一 木坂ビル二F	平成二八年六月三〇日
新谷整形外科医院	安芸郡府中町緑ヶ丘一六番九号	平成二八年八月一五日